

市川市バドミントン協会大会運営規則

(目的)

第1条 市川市バドミントン協会（以下「本協会」と称する）の主催・主管・後援する大会に関し、上位規程に準拠するほか本規則によることを目的とする。

(大会)

第2条 本協会の主催・主管・後援する大会は、次の通りとする。（カッコ内は略称）

第1項 主に競技力を競う大会

第1目 登録会員による大会

1. 春季バドミントン大会（春季大会）
2. 市民大会バドミントン競技（秋季大会）
3. 市川市混合ダブルス大会（ミックス大会）
4. 団体戦夏季バドミントン大会（夏季大会）
5. 団体戦冬季バドミントン大会（冬季大会）
6. 市川市民ダブルス大会（市民ダブルス）
7. 市川市ジュニアバドミントン大会
8. 教職員中学高校連盟の主管する大会

第2目 オープン大会

1. 市川 **Summer** オープンバドミントン大会（市川 **Summer** オープン）
2. 市川 **Weekday** オープンバドミントン大会（市川 **Weekday** オープン）
3. 市川 **Special** バドミントン大会（市川 **Special**）

第2項 主に親睦交流を深め会員の拡大をねらう大会

1. 社会人連盟およびレディース連盟の主催する大会
2. PTA親睦バドミントン大会（PTA大会）
3. 3クラブ対抗戦
4. その他、総会で承認された大会

第3項 交流を深めつつ競技力を競う大会

1. 市川トリオ'Sダブルスバドミントン大会（トリダブ大会）
2. 中高交流大会

(大会の種目および運営区分)

第3条 本協会の主催・主管・後援する大会の種目は、次を基準とする。

1. 春季大会（主催）

・一般（個人戦本大会、複、男女別、ランク別）

2. 秋季大会（市川市主催、本協会主管）

・一般（個人戦本大会、単、複、男女別、ランク別）

・初級者（個人戦、複、男女別、ランク別）

・高校生（個人戦、単、複、男女別）

・中学生（男女別、団体戦、個人戦単複）

・小学生（個人戦、単、経験別）

ただし、高校生中学生については教職員中学高校連盟に、小学生についてはジュニア連盟に、それぞれ委嘱する。

3. ミックス大会（主催）

・一般（個人戦本大会、混合複、ランク別）

4. 夏季冬季大会（主管）

・一般（団体戦、男子2複1単、女子3複、ランキング方式）

5. 市民ダブルス（主催）
 - ・一般（複、代表選考の部、お楽しみの部）
6. 市川ジュニア大会（主催）
 - ・市内小中学生中心（個人戦、単）
7. 市川 Summer オープン大会（主催）
 - ・一般，学生（個人戦、複、男女別、ランク別）
8. 市川 Weekday オープン大会（主催）
 - ・一般女子（3複による団体戦、ランキング方式）
9. 市川 Special 大会（主催）
 - ・一般，学生（男女混合総合団体戦）
10. P T A大会（主催、市川市P T A連絡協議会後援）
 - ・P T A会員（団体戦、委細は別に定める）
11. 3クラブ対抗戦（主催、3クラブ主管）
 - ・一般、委細は主管3クラブ(大柏，土曜，レインボー)が定める
12. 連盟の主管する大会（主催、各連盟主管）
 - ・各連盟の定めるところによる
13. トリダブ大会（主催）
 - ・一般（個人戦、種目別、ランク別）
14. 中高交流大会（主催、教職員中学高校連盟主管）
 - ・中学，高校、委細は主管連盟が定める
15. その他の大会
 - ・臨時または特別に開催する大会（主催）
 - ・本協会加盟のクラブが主管する大会（後援または協力）

（個人戦タイトル）

第4条 次の5大会を個人戦本大会とし、それらの通算成績により各種個人戦タイトルの称号を授与する。ただし細部は別に定める規程による。

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 春季大会ダブルス | 2 秋季大会ダブルス | 3 秋季大会シングルス |
| 4 ミックス大会 | 5 トリダブ大会 | |

（大会役員）

- 第5条 競技役員長は、理事長または競技理事をこれにあてる。
- 2 競技審判部長は、審判理事または競技理事をこれにあてる。
 - 3 審判員は大会参加者に委嘱できる。（責任審判）
 - 4 公認審判有資格者に委嘱する場合は、別に定める規程による。

（競技者）

- 第6条 第2条第1項第1目の大会については、本協会に会員登録している者とする。
- 2 市川 Special 大会については、本協会の推薦者および他郡市区協会(連盟)の推薦者とする。
 - 3 市川 Summer オープンおよび市川 Weekday オープンについては制限しない。
 - 4 第2条第2項および第3項の大会については、主管者の定めるところによる。

（主催大会の参加申し込み）

第7条 本協会の主催する大会の参加申し込みは、本協会に加盟しているクラブごととする。ただし、個人戦においてやむを得ない場合はこの限りではない。

(組み合わせ)

第8条 組み合わせは、競技委員会において行う。

(その他)

第9条 表彰、チームランキングなど、細部については各大会に対応する「規程」または大会要項による。

2 大会競技フロアにおいては、原則として写真・動画撮影をしてはならない。また、観覧席から撮影した写真・動画は個人の利用に限るものとし、SNS等動画投稿サイトへの公開をしてはならない。ただし、理事会または大会本部が認めた場合は、この限りでない。

3 第2条第1項の大会については、大会競技フロアへの立ち入りは当該大会参加者のみを認める。ただし、理事会または大会本部が認めた場合は、この限りでない。

(効力)

第10条 本規則は制定日を以って発効し、改正日を以って発効日とする。

(改正)

第11条 本規則の改正は、総会の議決による。

(付則)

制定日	昭和59年	4月14日
改正日	平成9年	4月12日
改正日	平成18年	4月9日
改正日	平成20年	4月12日
改正日	平成24年	4月7日
改正日	平成25年	4月6日
改正日	平成28年	4月2日
改正日	平成30年	4月7日
改正日	2023年	4月2日
改正日	2024年	4月7日